

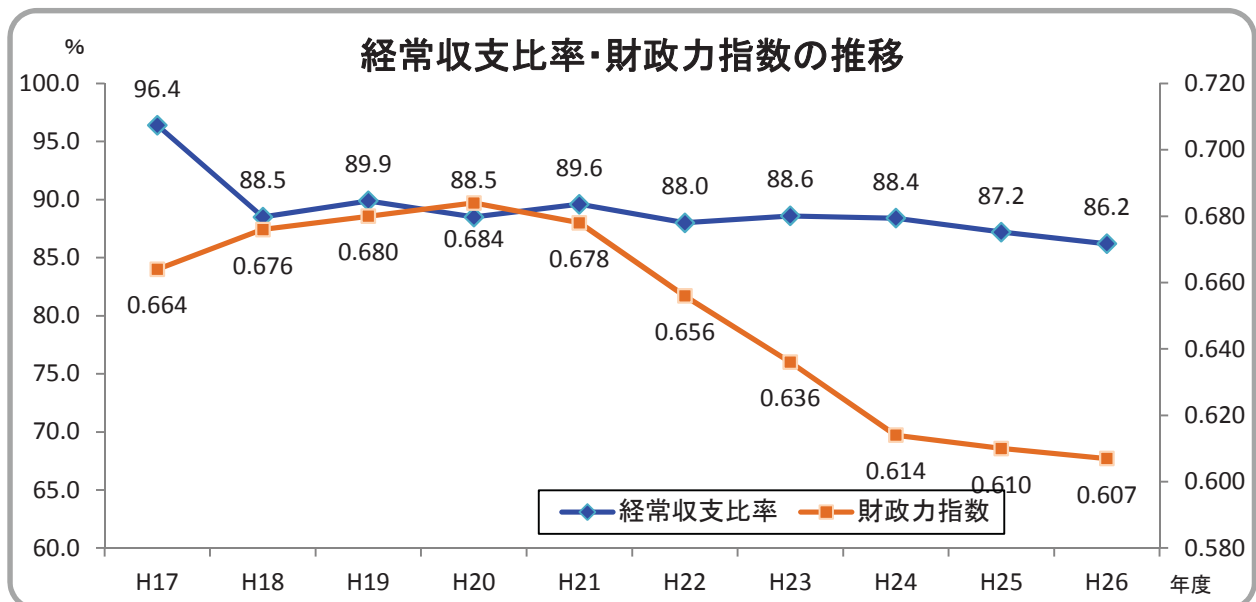
7 財政指標等

(1) 経常収支比率、財政力指数

経常収支比率については、町税及び臨時財政対策債が減少したものの配当割交付金、地方消費税交付金が増加したことで、経常一般財源総額は前年度並みを維持しており、一方、償還が進み公債費が減少したこと等により経常経費が抑制された結果、1.0ポイント改善しました。財政力指数は、算定基礎となる基準財政需要額が幼児数・児童数の減少などで減少しましたが、基準財政収入額では町税収入の減少があるものの地方消費税交付金の増額等で前年度並みを維持したことから、前年度と比較して0.003ポイントの微減にとどまりました。

経常収支比率、財政力指数一覧表

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収支比率 (%)	88.0	88.6	88.4	87.2	86.2
(類似団体)	85.6	86.9	87.2	87.2	—
財政力指数	0.656	0.636	0.614	0.610	0.607
(類似団体)	0.67	0.65	0.63	0.63	—



●●用語解説●●

《経常収支比率》 経常一般財源の総額に占める※経常経費に充当する一般財源の額によって示されるもので、団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。経常収支比率は100パーセントに近づくほど財政の弾力性が失われ、財政が硬直化しているといえます。総務省が公表している平成27年度版地方財政白書（平成25年度決算）では、経常収支比率の全国平均は91.6パーセント、市町村平均は90.2パーセントとなっています。

※経常経費・・・毎年度連続して経常的に支出する経費のことです。具体的には人件費、物件費、維持補修費、扶助費、公債費（臨時的性格の強いものを除く）等です。

《財政力指数》 地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3ヵ年間の平均値を言います。この指数が1に近く、あるいは1を超える団体ほど留保財源が大きいことになり財源に余裕があるとされています。

《類似団体》 市町村を人口と産業構造の2要素で分類し、財政指標の平均値を計る尺度として用いられます。

(2) 財政健全化法に基づく健全化判断比率

財政健全化法に基づく健全化判断比率については、一般会計及び特別会計の実質収支並びに公営企業会計の剰余額がいずれも前年度に引き続き黒字となったため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生しない状況となっています。実質公債費比率は、一般会計の公債費の減少により、前年度から1.2ポイント改善し、1.7パーセントとなりました。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額と比べ、充当できる基金等の財源が多いことから、将来負担比率は発生しない状況となっています。

財政健全化法に基づく4指標の状況

(単位：%)

区 分		平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度	早 期 健全化 基 準	財政再生 基準
①	実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準 財政規模に対する比率	—	—	—	14.19	20.0
②	連結実質赤字比率 全会計を対象とした実質赤字額又は資金の 不足額の標準財政規模に対する比率	—	—	—	19.19	30.0
③	実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元 利償還金の標準財政規模に対する比率	1.7	2.9	3.5	25.0	35.0
④	将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債 の標準財政規模に対する比率	—	—	—	350.0	

注1 ①、②は、黒字のため「—」で表示しています。

注2 ④は、将来負担額より基金などの充当可能財源が多いため、「—」で表示しています。④に係る財政再生基準は、設定されていません。

●●用語解説●●

《早期健全化基準》

早期健全化基準は、イエローカードともいうべき段階で、この数値を超えれば個別外部監査契約に基づいて監査を受け、「財政健全化計画」の策定が義務付けられるとともに、国への報告義務を負います。

《財政再生基準》

財政再生基準は、レッドカードともいうべき段階で、この数値を超えれば「財政再生計画」の策定が義務付けられ、事実上、総務大臣の同意を得る必要があります。この同意がなければ、地方債を発行できないこととなります。